

研究ノート

欧州共同体が接受した初期の代表部

川崎 晴朗

はしがき	62
1. イギリスの代表部	65
2. 米国の代表部	73
3. その後の動き	88
おわりに	91

..... the law of international organizations inscribes itself as part of general public international law, from which it both draws inspiration and makes its own contribution.

—— Derek W. Bowett*

はしがき

三つの欧州共同体、すなわち欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC)、欧州経済共同体 (EEC¹⁾) 及び欧州原子力共同体 (ユーラトム) は、1950 年代に発足して以来、域外の多数の国及びいくつかの非国家主体 (主として国際機関) に代表または事務所長を継続的に派遣し、また、これらの国及び非国家主体から代表等を、やはり継続的に接受してきた。なお、1993 年 11 月 1 日、三つの欧州共同体を基礎に欧州連合 (EU) が成立し、また、2002 年 7 月 23 日、ECSC 設立条約がその効力を失ない、欧州共同体は三つでなく、二つとなった。

国と国との間で往来する常駐外交使節の歴史は古く、これに関する国際法は、主として国家の慣行を基礎として発達してきた。周知のように、外交関係に関する国際法が、1961 年のウィーン外交関係会議で「外交関係に関するウィーン条約」として集大成された。

* Philippe Sands and Pierre Klein, *Bowett's Law of International Institutions* (5th Ed.; London: Sweet & Maxwell, 2001), p.17.

1) EEC は欧州経済共同体の略語であるが、同共同体は EU が発足するに際し、欧州共同体 (European Community) と改称した。しかし、本稿では主として EU の誕生以前の時期を取り扱うため、EEC の表現を使用する。

国際機関の一部は、国とは別個の単位として、外交交渉、国際会議への出席、条約の締結等を通じて国際交通に参加しているが、外交使節を継続的に第三国または他の国際機関と交換しているケースはまだほとんどないようである。

常駐外交使節を第三国等、域外の国際法主体に派遣し、またこれら主体から外交代表を接受したはじめての国際機関は欧州共同体であると考えられるが、欧州共同体及び第三国等との常駐使節の交換は、すでに半世紀以上の間、反復継続されてきた慣行である。欧州委員会が年2回編集する外交団リスト、*Corps Diplomatique accrédité auprès des Communautés Européennes* の2005年12月版には、EEC及びユーラトムまたはEECに代表を置く第三国として約160カ国が掲げられている。筆者は、現在では共同体加盟国及び第三国は、相互間における常駐代表の交換という慣行が法規範の域に属するものと意識しており、したがって、この慣行が多数の国のいわゆる法的確信 (*opinio juris*) によって裏打ちされているとの感慨をもつ。

しかし、欧州共同体の草創期には、当然そのような確信は芽生えていなかったであろう。そこで筆者は、この慣行が1950年代、どのようにして醸成されたかを知ることが国際組織法の研究の上で有意義なことと考え、本稿を起草した。

本稿では、ECSC 最高機関に対して置かれたイギリス及び米国の代表部につき、その沿革を述べる。これら2カ国の代表部を選んだ理由は、第1に、この二つの代表部が最高機関に対して置かれた最初のものであって、他の第三国にとり重要な先例となったこと、そして第2に、これら代表部の開設に至る経緯が筆者手持ちの資料でかなり詳細に跡付けることができたことである。なお、本文及び注で敬称を略した場合があることをお断りしておく。

* * *

改めていうまでもなく、ECSC はフランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ及びルクセンブルクの6カ国を原加盟国としていた。ここで本稿を読む上で、最高機関の所在地について説明を加えるのが便宜であろう。

国際機関が創設される場合、所在地をどこに置くかにつき加盟国の間で「綱引き」が行なわれることがあるが、これはECSC についても例外ではなかった。さらに、

ECSC の場合は、ザール地方の帰属問題がからみ、複雑さを加えた²⁾。

1952 年 7 月 23 日、ECSC 設立条約が効力を発生したが、その翌日 (24 日)、6 カ国外相はパリで会合、それぞれが ECSC 諸機関の所在地につき意見を述べた。この際、フランスのシューマン外相 (Robert Schuman) はザール地方を「ヨーロッパ化」し、ECSC を含むヨーロッパの諸国際機関を同地方の主都ザールブリュッケンに集める案を提示し、他の外相を驚かせた。6 カ国外相は結局、7 月 26 日早朝、次の内容のコミュニケを発表した。

(i) 最高機関及び欧州司法裁判所は暫定的にルクセンブルクに置くこととし、8 月 10 日に活動を開始する。(注 8 月 10 日は日曜日で、最高機関の仮庁舎の開所式が行なわれた。実際の活動は 8 月 11 日からとなった。)

(ii) 共同総会はストラスブールで第 1 回会合を開催する。(注 この会合は、9 月 10 日、欧州評議会の諮問会議の施設を借りて開催された。)

(iii) 6 カ国外相は次の会合でこれら機関の仮所在地 (siège provisoire) を決定し、ザール問題の解決ののち、真の所在地を決定する³⁾。

上記 (iii) にいう会合は、結局 1952 年 9 月 9 日及び 10 日、ECSC が創設されたのちにルクセンブルクで開催された ECSC の第 1 回特別閣僚理事会となったが、ザール問題をめぐるフランス及び西ドイツ両国の話し合いが主体となった模様で、会合後に発表されたコミュニケには ECSC 諸機関の所在地に関する記述はない⁴⁾。結局、

2) 島田悦子『欧州石炭鉄鋼共同体－EU 統合の原点－』日本経済評論社、2004 年、166-8 頁。

3) 1952 年 7 月 25 日及び 26 日付 *Le Monde*、それぞれ 1 面、1-2 面、同年 7 月 25 日及び 26 日付 *The New York Times*、それぞれ 3 面。6 カ国外相はルクセンブルクを最高機関の仮所在地を次の会合で決定することとした訳で、7 月 26 日付 *Le Monde* は、この会合で “vrai «siège provisoire»” (真の仮所在地) が決まる、と報じた (1 面)。

4) 1952 年 9 月 10 日及び 11 日付 *Le Monde*、それぞれ 1 面、1-2 面、*The New York Times*、9 月 10 日付 6 面、11-12、14 日付各 1 面。

最高機関は、1967年7月1日、単一の閣僚理事会及び単一の委員会を設立する条約（併合条約）が効力を発生し、EC委員会（EUの誕生後、「欧州委員会」と改称した。）がブリュッセルで発足するまでルクセンブルクにとどまった。

1. イギリスの代表部

（1）最高機関に対する初期の代表部

1958年1月1日、EEC及びユーラトムの二つの共同体を設立する条約が効力を発生したが、それまでにECSC最高機関に常駐代表を派遣した第三国は、派遣順にイギリス、米国、スウェーデン、ノルウェー、スイス、デンマーク、オーストリア及び日本の8カ国である⁵⁾。これら諸国の最高機関に対する代表は、1958年初頭、ノルウェー代表を除き、いずれもEEC及びユーラトムに併せて信任された⁶⁾。

（2）イギリス及びECSCの間の「連合関係」

このように、欧州共同体に常駐代表を最初に派遣したのは、共同体に加盟する前のイギリスであった。同国はECSCに加盟することは拒んだが、これと「連合」(association)と称する関係に入り、また最高機関の所在地に常駐代表部(permanent delegation)を置くことを決定した。なお、イギリスがECSCと連合

5) 拙稿「欧州共同体による使節権の行使状況 1952-1967年」『東京家政学院筑波女子大学紀要』第7集、7-11頁。

6) ノルウェーの最高機関に対する代表は1958年初頭、ポイエセン大使(Jens Mogens Boyesen)であったが、同大使が欧州経済協力機構(OEEC)代表を兼ね、パリに居住していたため、同国政府はベルギー駐箚のヨルゲンセン大使(Nils Anton Jørgensen)をEEC及びユーラトムに信任せしめた。ポイエセン大使がパリを去り、ヨルゲンセン大使が1961年3月16日、兼ねて最高機関に信任されるまで、ノルウェーは三つの共同体に2人の代表を送っていたことになる。

関係に入っても、同国は ECSC にとってあくまでも第三国であると見做すべきであろう。ライヒリングも、EEC に連合した諸国につき同様の見解を述べている⁷⁾。

それでは、イギリスはいつ ECSC と連合することを希望するようになったか。

シューマン・プランに参加することを決定した大陸 6 カ国の条約締結のための交渉は、1950 年 6 月 5 日から翌 1951 年 3 月 19 日まで、モネ (Jean Monnet) を議長として行なわれた。

イギリスの在ルクセンブルク公使オールチン (Geoffrey Allchin) はモネ議長としばしば会談した模様で、同公使によると、モネ議長は最高機関及びイギリスの間に「緊密な関係」 (close relations) を設定することを示唆した。しかし、モネ議長の示唆はイギリス政府では歓迎されなかったという⁸⁾。

しかし、イギリスはのちに態度を変更することとなった。1951 年 8 月 3 日になってイギリスのモリソン外相 (Herbert Morrison) は声明を発表し、われわれはヨーロッパ統合の諸計画 (注 シューマン・プラン及びプレヴァン・プラン⁹⁾) にできるだけ密接に連合する可能性 (possibility of being associated) 及びこれら計画から生まれるいかなる関係当局 (authorities) とともに最も実際的な方法で協力する可能性をいつでも検討する用意がある、と述べた¹⁰⁾。しかし、モリソン外相はこの声明で、このようなイギリス政府の意向はすでに公式な声明 (複数) で明らかにしたと述べているので、同国が ECSC に連合する希望をはじめて表明したのは 1951 年 8 月以前のいつかであったことになる。同年 4 月 18 日、ECSC 設立条約が効力を発生したが、

7) Charles Reichling, *Le Droit de Légation des Communautés Européennes* (Heule[Belgique], Editions UGA, 1964), p.51.

8) Roger Bullen(ed.), *Documents on British Policy Overseas*, Series II Vol. I (London: H.M.'s Stationary Office, 1986), p.xxvii.

9) 「プレヴァン・プラン」は 1950 年代の初期、フランスのプレヴァン首相が提唱した欧州防衛共同体 (EDC) の設立構想。1952 年 5 月、EDC 設立条約が調印されたが、その効力を発生しないまま終わった。

10) Bullen, *Documents ...*, p.685.

翌 19 日付 *The Times* は、イギリス及び大陸諸国間の通商関係を考えると、両者の間に緊密で実地的な連合関係 (fairly close practical association) を築くことはほとんど不可避となる、と報じた (3 面)。新聞で “association” の表現が使用されたのは、これが最初かも知れない。

一方、ECSC 最高機関に対し代表部を派遣するというイギリス政府の意向は、欧州評議会ではじめて明らかにされたようである。1951 年 11 月 29 日付 *The Times* によると、イギリスのファイフ内相 (Sir David Maxwell Fyfe) が前日 (11 月 28 日)、欧州評議会諮問会議 (注 明らかに「閣僚委員会」の誤り) で、イギリスは最高機関に常駐代表部を派遣する、これは最高機関と関係を樹立し (enter into relations)、業務を行なう (transact business) ためである、と述べた (3 面)。

1951 年 10 月 27 日、チャーチル新首相の下で外相となったイーデン (Sir Anthony Eden) は、12 月 15 日、イギリスの各在外使臣に電信を発出、その中で、ファイフ内相は欧州評議会閣僚委員会において「ECSC 設立条約が批准されれば、イギリスは最高機関に常設代表部を設置してこれとの関係を樹立し、業務を行なう。これは、われわれが欧州共同体 (注 ECSC) といかに連合するか、その実地的な例を示すものである。」と述べた旨を伝達した¹¹⁾。すなわち、イギリス政府は 1951 年 11 月ごろ、最高機関に代表を派遣することを公式に決定したことになる。

1952 年 8 月 12 日付 *The Times* は前日 (11 日) 発表された外務省の声明を掲載した (4 面)。これには、ファイフ内相が前年 (1951 年) 11 月、欧州評議会においてイギリスが常駐代表部を設置する目的は ECSC と関係を樹立することであると述べたが、この関係がいかなるものであるか現段階ではわからない、代表及び随員は近々任命されよう、とあり、1952 年 8 月には最高機関に対するイギリス代表の人選が進められていたことが想像される。

11) Bullen, *Documents ...*, pp.792-3.

イーデン外相が在外使臣に上記電信を発出した2日後、すなわち1951年12月17日、同外相はチャーチル首相と共にパリでフランスのプレヴァン首相、シューマン外相等と会談した。このときシューマン外相は、ECSC設立条約が批准され、最高機関が設置され次第、ECSCとイギリス及び北欧諸国との関係につきこれら諸国との交渉を開始すると述べ、チャーチル首相は、最高機関と最大限に協力するため、いつでもこれと協議する用意がある、と述べた¹²⁾。

12月19日付 *The Times* はコミュニケのテキストを掲載したが、これによると、イギリス側は最高機関が設置され次第、これと緊密な関係 (close relations) に入るとの考えを明らかにした、イギリスはそのために最高機関に常設代表部を開設することを提案する旨述べた、という(6面)。

——これで見ると、イギリスは1951年3月、ECSC条約締結のための6カ国間の交渉が終了したあと、同年8月までのある時点でECSCと連合関係を創設する意向を固め、さらに同年11月、最高機関に対する代表部を常置することを決定したことがわかる。そして、12月17日のパリにおけるイギリス及びフランス両国の首脳会談で、イギリス側は正式にこの決定を伝えたのである。

(3) イギリス政府の発表

1952年7月23日、ECSC設立条約が効力を発生、同年8月11日、ECSC最高機関がルクセンブルクで活動を開始したが、この日、域外で関連の動きが二つあった。すなわち、(i) 米国のアチソン国務長官 (Dean G. Acheson) が ECSC に対する米国の強い支持を表明し、また、(ii) イギリス政府は ECSC と「最も緊密な連合」(the closest possible association) を創設するため、最高機関といつでも協議を行なう用意がある旨を明らかにした。(i) については本稿2.(1)でふれることとし、ここでは

12) Bullen, *Documents ...*, pp.795-6.

(ii) に関して述べる。

8月11日のイギリス外務省の声明(前掲)は、10日に行なわれた最高機関の開所式にはイギリスの在ルクセンブルク公使(注 前出のオールチン公使であろう。)が出席した、イギリスは最高機関がつくられればこれと直ちに「最も緊密な連合」を創設するとの意向を何回も明らかにしてきた、イギリス政府は最高機関との関係をどうするかにつきモネ議長と協議を行なう用意がある、約10日後、同議長がイギリスを訪問し、両者間の関係について協議する、と述べている。

モネ議長は8月21日にロンドンを訪れたが、翌22日、イギリス政府は声明を発表した。23日付 *The Times* によると、イギリス側が最高機関の所在地に常設的な代表部を設置する意図を明らかにしたところ、モネ議長はイギリス代表部をよるこんで接受すると述べたという。また、声明によると、イギリス代表部の任務はイギリスと ECSC との間に「緊密で永続的な連合」(an intimate and enduring association)の基礎を築くこと及び ECSC の発展に伴って生ずる多くの問題で双方に共通の関心があるものを日常的に (on a day-to-day basis) 処理することとされた。また、イギリス政府はウィアー代表 (Sir Cecil Weir) 及び相当数に及ぶ代表部員の氏名を明らかにした(4面)。

興味もたれるのは、*The New York Times* の在ロンドン・ダニエル記者 (Clifton Daniel) が、イギリス政府及びモネ議長の間で行なわれた打合わせに関連し、8月22日付紙面で、イギリス代表部は外交使節団のステータス (status of a diplomatic mission) をもつと思われる、またイギリス政府はモネ議長に対し、ウィアー代表は大使の資格をもつとの説明を行なった模様である、と報じたことである(4面)。また、同記者は翌23日付紙面で、イギリス代表部は最高機関との交渉では「実験的アプローチ」(empirical approach)を採用し、連合の内容及び範囲は経験の結果に基づいて決定されよう、というイギリス政府職員の発言を紹介している(3面)。

ECSC の創設者たちは、域外国が最高機関に代表を常駐せしめるという可能性は予想していなかったと考えられる。しかし、イギリス政府としても、当時の状況から考えると、国際法上の観点に立って ECSC が使節権の帰属主体であることを正式

に認定し、その上で最高機関に対する自国の代表を任命したとは思えない。当時のイギリス及び ECSC は、国際慣習にとらわれることなく、もっぱら实际的・実利的な理由で両者間に永続的な公式関係を構築しようとし、そのための手段として最高機関に代表部を常置することを決定したのではなかろうか。

(4) イギリス代表部の開設

1952年9月1日付 *The New York Times* によると、15名で構成されるイギリス代表団が8月31日、ロンドンを出発した(5面)。9月1日、ECSC に対するイギリス代表部が開設され、ウィアー代表はモネ議長にイーデン外相の書簡を提出した(それぞれ57、5頁)¹³⁾。翌2日付同紙は、ウィアー代表は最高機関に対し信任状(credentials)を提出する最初の外交代表(first diplomatic envoy)となった、と報じている(2面)。

ウィアー代表がモネ議長に提出した上記書簡で、イーデン外相は同代表に大使のランク(personal rank of Ambassador)を与えたと述べると共に、最高機関が同代表及び彼のスタッフに対し、「彼等がその職務を果たす上で適切かつ必要な諸便宜」(such facilities as may be proper and necessary for the discharge of their duties)を付与することを求めた。すなわち、イギリスは、最高機関に対する代表部に外交ステータス(diplomatic status)を与えることを ECSC 側に正式に要請したのである。同国が、1952年8月21日に訪英したモネ議長に対し、あらかじめこのような要請を行なったか否かはわからない。また、このような要請が実際に行なわれ、同議長がこれに応じたとしても、彼が事前にルクセンブルク政府の同意を取付ける

13) この書簡は1952年8月29日付である。欧州共同体の対外関係の歴史において到底無視することができない貴重な文書であると思う。なお、9月2日付 *The Times* は、イギリス代表部が1日、モネ議長により接受されたとして、同議長及びウィアー代表の言上振りの内容を報じている(3面)。

時間的余裕はなかったものと思われる。

しかし、ルクセンブルクは、直ちにではなかったものの最高機関の要請に応じ、1956年8月7日、Loi concernant l'octroi de certains privilèges à la CECA et aux missions accréditées auprès de la Communautéを公布した¹⁴⁾。1952年9月から1956年8月まで、イギリス代表部は事実上、外交特権及び免除を享有しなかったことになる。

(5) 連合協定の締結

イギリス及び最高機関の間の連合協定は、1954年12月21日に締結されたが、この日、モネ議長はイギリス政府に書簡を発出した。この書簡でモネ議長は、最高機関は連合協定が実施される時点でロンドンに代表部を開設することを希望する、(この代表部及びイギリスの最高機関に対する代表部は)完全な相互主義を基礎として設置され、あらゆる点で同一のステータスを享有しなければならない、と述べている。

イギリス及び最高機関の間の連合協定は1955年9月23日に効力を発生したが、最高機関がイギリスに代表部を開設したのは1956年1月であった。なお、EEC及びユーラトムの設立条約は、それぞれ第238条及び第206条で第三国及び国際機関との連合に関する規定を置いたが、これはECSCの経験から学んだ結果であると考えられる。

(6) 歴代のイギリス代表：1

ウィアー大使は最高機関に対するイギリスの初代代表の任務を終えてルクセンブルクを離任し、メークルライド大使(William Meiklereid)が第2代の代表となった(1955年9月19日信任)。

14) 1956年8月20日付ルクセンブルク官報、928頁。

1958年1月1日、EEC及びユーラトムが誕生したが、これはメークルライド代表の在任中のことである。同代表は1958年7月9日、ユーラトム委員会のアルマン委員長(Louis Armand)に信任状を提出したが、EECに信任されることはなかった。

メークルライド大使の後任となったタンディー大使(Arthur Harry Tandy)は、1958年9月8日、ECSC最高機関に、また同年10月1日、ユーラトム委員会に、それぞれ信任された。同年7月21日付*The Times*によると、イギリス外相はタンディー大使をECSC最高機関及びユーラトム委員会に対する代表に任命するとの決定を行なったという(3面)。しかし、のち彼はEECに対する代表にも任命され、1959年12月15日になってEEC委員会のハルシュタイン委員長(Walter Hallstein)に信任状を提出した。タンディー大使は、三つの欧州共同体の全部に信任された最初のイギリス代表であったことになる。筆者の想像であるが、同大使がEECにおくれて信任されたのは、イギリス代表部がルクセンブルクからブリュッセルに本格的に移転し、執務体制を整えるのに時間がかかったためであろう。

(7) 歴代のイギリス代表：2

イギリスは、タンディー大使につづき、1963年にオニール(Sir Con Douglas O' Neill)、また1965年にマージョリバンクス(Sir James Alexander Milne Marjoribanks)の両大使をそれぞれ三つの共同体に信任せしめた。後者が在任中であった1966年1月、「ルクセンブルクの妥協」¹⁵⁾が成立し、また1967年1月1日、EC理事会及びEC委員会が発足した。したがって、マージョリバンクス代表の後任となったパリサー大使(Arthur Michael Palliser)は、イギリス代表としてははじめ

15) EEC委員会、第9次一般報告(1966年)、ポイント12,13。この「妥協」の成立後、第三国のEEC及びユーラトムに対する代表は、各共同体の理事会議長及び委員会委員長のそれぞれに信任されることとなった。

て EC 理事会議長及び EC 委員会委員長の 2 人に信任状を提出することになった。パリサー大使は、1971 年 10 月 19 日、新しい手続を踏み、欧州共同体に信任された。

パリサー大使が在任中の 1973 年 1 月、イギリスは三つの欧州共同体に加盟した。同国は共同体にとり第三国ではなくなり、イギリス代表部は各加盟国がブリュッセルに置く常駐代表部 (permanent representation) の一つに変質した。

2. 米国の代表部

(1) アチソン国務長官の発表

イギリスにつづいて ECSC と外交関係を樹立したのは米国である。イギリスが ECSC と連合関係を設定し、維持することを希望して常駐代表を任命したことを考慮すれば、米国は最も純粋な第三国として ECSC と公式関係を設定した最初の国といい得るかもしれない。いずれにせよ、これは当時の冷戦状況で、西ヨーロッパ諸国が統合することに対する米国の強い支持の反映と考えてよい。

ECSC 最高機関が活動を開始した 1952 年 8 月 11 日、米国のアチソン国務長官は次の発表を行なった。

米国は ECSC に対し、それがヨーロッパの政治及び経済統合に対してもつ重要性に見合う強力な支持を与える考えである。米国は、石炭及び鉄鋼に関する事項については、いまや (加盟国のそれぞれとではなく) ECSC と交渉する。これは、(ECSC を設立する) 条約に照らして正当なことである¹⁶⁾。

16) 1952 年 8 月 25 日付米国国務省 *Department of State Bulletin*、8 月 12 日付 *The New York Times*、31 面。 *Department of State Bulletin* は、以下、国務省、*Bulletin* として引用する。

ルーテル等は、この発表は米国による ECSC の対外能力 (compétence internationale) の承認を意味するものである、と述べている¹⁷⁾。

(2) 米国代表部の開設まで

ECSC 最高機関に対する米国代表部は、1952 年 9 月 2 日、すなわちイギリス代表部が設置された翌日に開設された。しかし、米国代表部が置かれるまで、そして専任の代表が着任するまでの経緯は、イギリス代表部の場合よりさらに複雑であった。次に、この経緯をたどってみよう。

米国と ECSC との関係につき、最高機関の許に政府職員を駐節せしめることの有効性を最初に指摘したのは、おそらく国務省欧州地域本部 (Office of European Regional Affairs) のパーソンズ副本部長 (James G. Parsons) であろう。彼は、1952 年 6 月 20 日付で欧州問題担当のパーキンズ次官補 (George W. Perkins) あてのメモで、最高機関に対する米国の代表ぶり (representation) について次のような考えを述べた。なお、当時は ECSC 設立条約は調印済みであったが、最高機関をどこに置くかは未決定であった。

(i) 国務省にとり、最高機関の所在地に 1 名の政府職員 (a U.S. official) を配置することが有益である。しかし、彼は ECSC またはその機関と正式な関係 (formal relationship) をもつべきではないと考える。

(ii) これによって、米国は ECSC の活動について情報を収集でき、その一方で米国が ECSC を支配する、またはこれに財政面で責任を負うといった示唆 (suggestion)

17) Paul Reuter, *La Communauté Européenne du Charbon et de l'Acier* (Paris: Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence, 1953), p.130, J. de Soto, "Les Relations Internationales de la Communauté Européenne du Charbon et de l'Acier," Académie de Droit International, *Recueil des Cours* (Leyde: A. W. Sijthoff), 1956 II (Tome 90), pp.55-6.

を排することができる。そして、ECSC に対する米国の関係を修正することが望ましくなった場合は、この修正が容易となるであろう。

(iii) 現在のところ、ECSC と域外諸国との関係がどのように展開するか不明で、(米国及び ECSC の関係という) 問題を正式に決めるのは望ましくなく、また必要でもない。イギリスは、連絡代表部 (mission de liaison) を最高機関に置くという希望をフランスに伝達した。ただし、この代表部の機能・性格は明らかでない¹⁸⁾。

—— 1952 年 6 月当時の米国政府の一部には、このような考えが存在したのである。なお、パーソンズ副本部長はイギリスの最高機関に対する連絡代表部設置の希望につきふれているが、本稿 I (2) で述べたように、イギリスは 1951 年 11 月、すでに代表部の開設を決定していた。あるいは、同国は当初、「連絡代表部」の名称の下に代表部を設置しようとしていたのであろうか。

ECSC 設立条約実施後の 1952 年 7 月 30 日、アチソン国務長官はフランス駐箚のダン大使 (James C. Dunn、1952 年 3 月 27 日信任) に対し、ECSC に対する米国の代表ぶりとして、当面は在ストラスブール領事館の強化・再編成を行なうとの結論に達した、ただし、これはのちに独立の代表部 (independent mission) を設置する考えを損なう (prejudice) ものではない旨を通告した¹⁹⁾。

しかし、米国国務省は、翌 8 月なかばまでの 2 週間の間に、この結論を改めるのである。

1952 年 8 月 15 日、すなわち最高機関が活動を開始した数日後、ブルース国務次官 (David K.E. Bruce、当時彼は国務長官臨時代理であった。) は在フランス大使に対し、米国の在欧特使 (注 ドレイパー [William H. Draper, Jr.] をさす。) が最高機関

18) 国務省、*Foreign Relations of the United States 1952—1954* (Washington: U.S. Government Printing Office, 1986), Vol. VI, Part 1, pp.86-9.

19) *Foreign Relations...*, pp.142-4.

に関し観察 (observation)、報告 (reporting) 及び代表 (representation) の責任を有することをここに明確にする (confirm) と述べ、さらに次のように通告した。

最高機関が活動的 (operational) になるにつれ、在欧特使がルクセンブルクに常駐する少人数のスタッフをもつことが望ましくなるであろう。そのレベルはモネ議長等に容易に会見できるほど高くなければならないが、大・公使レベルとするのは当面は望ましくないであろう。1953年には、大・公使(注 原文は“top-ranking person”)の任命が必要になるであろう。そのころ、最高機関との関係をいかに公式化 (formalize) することが最善であるかが明らかになるであろう。さしあたり最高機関との関係は特使の指揮下に置くが、それはより恒久的な手配 (more permanent arrangements) が整うまでのことである²⁰⁾。

上述のブルース国務長官臨時代理の在フランス大使あて通告後、米国政府はドレイパー在欧特使及びトムリンソン (William H. Tomlinson, Jr.) をそれぞれ ECSC に対する米国代表 (United States Representative to the ECSC) 及び代表代理 (Deputy United States Representative to the ECSC) に任命した。トムリンソンは、ルクセンブルクを訪問してこの任命を最高機関に伝達し、その結果を 1952 年 8 月 20 日、在パリのドレイパー特使に次のように報告した。

最高機関のメンバーは、貴使が米国代表部の責任者であり、また米国がルクセンブルクに独立の代表部 (separate mission) を設置しようとしていることに非常に満足している。彼等は明らかに米国が国家間の関係から切り離された関係を最高機関と樹立することに重要な意義を見出している。自分(注 トムリンソン)は、代表が任命されるまで代表臨時代理をつとめることに満足している²¹⁾。米国は当時ルクセンブルクに公使館を置いており、メスタ公使 (Perle Mesta、

20) *Foreign Relations...*, pp.154-5.

21) *Foreign Relations...*, p.161.

1949年9月21日信任)が在勤していた。したがって、米国が独立の代表部を設置するとは、在ルクセンブルク公使館が ECSC を兼轄しないということの意味なのであろう。ただし、最高機関に対する代表部が、少なくとも開設後しばらくの間、公使館内に置かれた可能性は当然あろう。

1952年8月22日付 *The New York Times* は、相互安全保障庁 (Mutual Security Agency, MSA) の権威の下に、ECSC の活動ぶりを観察するための米国の小さな代表部 (mission) がルクセンブルクに開設されるであろう、初代の長はトムリンソンであろう、彼は在フランス大使館員で、ECSC 設立のための関係国間の交渉を最初からフォローしていた、と報じた (4面)。

1952年8月25日付のボンブライト次官補代理 (James C. H. Bonbright、欧州担当) よりブルース国務次官あてメモには、次のように記述されている。

トムリンソンがきょうパリから電話してきたが、彼は1週間前ルクセンブルクでモネ議長に会い、米国側の考えを伝えた。それは、(i) 最高機関に対する米国代表部はドレイパー特使の指揮下に置かれる、(ii) ルクセンブルクに常設代表部 (permanent delegation) を設置する計画である、(iii) この代表部は当初は非常に小さいものであるが、のち常駐の代表 (head) を任命し、またスタッフ (assistants) をふやす、(iv) 代表の任命までトムリンソンが代表臨時代理 (acting representative) となる、必要ならば、彼はドレイパーのスタッフの協力を求めることとする、の諸点である。

最高機関側はこの説明に非常に満足したという。モネ議長は近くパリでドレイパー特使に会い、米国の考えにつき最終的合意を行なうという²²⁾。

8月27日付 *The New York Times* は、モネ議長が26日、ドレイパー特使と会談する目的でパリに向かった、2人は米国及び ECSC の間の関係について話し合う予定である、と報じたが (7面)、翌28日付同紙に載ったカレンダー記者 (Harold

22) *Foreign Relations...*, p.161.

Callender) の記事によると、27 日、モネ議長との会談を終えたドレイパー特使は、米国はイギリスと同様、最高機関の許に代表される (establish representation)、と発表した。カレンダー記者は、トムリンソンが米国代表部の臨時代理に任命されるであろう、と述べている (1 面)。

(3) 米国代表部の開設

数日後の 1952 年 9 月 2 日、最高機関に対する米国代表部が開設された。

(i) この日、ドレイパー特使は、ポーター (Paul R.Porter)、ブレイハット (Breihut、フルネームは明らかでない。) 及びトムリンソンと共に最高機関を往訪、モネ議長に接受された。この記述は国務省に対するドレイパー特使の報告によるものであるが²³⁾、モネ議長は著書で、1952 年 8 月 27 日に任命された米国代表はドレイパーで、同代表にはトムリンソンが随行していた、ドレイパーはトムリンソンを最高機関に信任せしめた、と述べ、ドレイパー及びトムリンソンの 2 人を “premiers ambassadeurs de l’Amérique” と呼んでいる²⁴⁾。

ドレイパー特使は、国務省に対して行った上記報告で、最高機関に接受されたときの模様を次のように述べている。

... モネ議長は、記者たちが見守るなか歓迎の言葉を述べ、自分はこのところ「欧州合衆国」が始動するのを目のあたりにしている、と述べた。午後、最高機関のメンバーと会談した際、自分は「米国は当初、意図的に ECSC に対する代表ぶりは融通のきく (flexible) ものとする。ECSC との協力の態様及び代表部のスタッフの必要性については、経験を通じて決めることとしている。」と述べた²⁵⁾。

9 月 3 日付 *The New York Times* に掲げられたルクセンブルク発の UP 電によ

23) 1952 年 9 月 3 日付でパリから発出 (*Foreign Relations...*, pp.176-8)。

24) Jean Monnet, *Mémoires* (Paris: Fayard, 1976), p.443.

25) *Foreign Relations...*, pp.176-8.

ると、2日、米国は最高機関に対する連絡事務所 (liaison office) を開設した、ドレイパー特使は記者会見でトムリンソンを財政専門家 (finance expert) で、最高機関に対する米国の首席代表 (Chief U.S. Representative) であるとして正式に紹介したという (42面)。なお、同日付の *The Times* は、同特使がモネ議長に信任状 (credentials) を手交したとの趣旨を報じている (3面)。

(ii) ここで、ドレイパー代表が当時ヨーロッパで果していた役割について一言したい。これはモネ議長の後任、マイエル (René Mayer) が最高機関に着任した直後に彼を訪ねた米国国務省の高官に語った諸点にも関連している (下記 (5) 参照)。

1952年、米国はパリに在欧特使事務所 (Office of the U.S. Special Representative in Europe) を設置したが、ドレイパーは初代在欧特使で大使の資格をもち、1952年1月28日、着任した。1948年、米国はヨーロッパ復興計画 (ERP、いわゆる「マーシャル・プラン」) の実施のため経済協力庁 (ECA) をワシントンに設置し、一方、ERPによる援助の受入れを決定したヨーロッパ16カ国は、同年、パリに欧州経済協力機構 (OEEC) を設置した。しかし、冷戦の激化に伴ない、米国議会は1951年10月1日、相互安全保障法 (Mutual Security Act) を成立せしめ、同年12月30日、ECAの機能は相互安全保障庁 (MSA) に移された。こうして、米国のヨーロッパ諸国に対する援助には軍事的色彩が加わり、MSAの出先機関であった在欧特使事務所は、経済援助のみならず軍事援助計画の調整も行なうようになった。ドレイパー特使は1952年4月8日、すなわち最高機関に信任される数ヵ月前、大統領により北大西洋条約機構 (NATO) に対する米国代表 (Permanent Representative) に任命された²⁶⁾。

一方、トムリンソンについての情報はとぼしい。前述したように、1952年8月

26) 国務省、*Principal Officers of the Department of State and United States Chiefs of Mission 1779-1990* (Washington: United States Printing Office, 1992), p.168.

22日付 *The New York Times* は彼を在フランス大使館員とし、9月3日付同紙は財政専門家としている。筆者がルクセンブルクにあった最高機関の書庫を訪れ、閲読したファイルでは、トムリンソンは “collaborateur de l’ambassadeur William H. Draper” となっていた。彼が在フランス米国大使館及び在欧特使事務所の双方に所属していたことが考えられる。

(iii) こうして最高機関に対する米国代表部は、1952年9月2日、イギリス代表部より1日おくれて正式に発足した。

米国は、イギリスとは異なり、最高機関に対してハイ・レベルの代表部を開設した訳ではない。ドレイパー代表はパリに事務所をもっていたためルクセンブルクに常駐しなかった上に、米国代表部はごく少人数のスタッフを擁していたにすぎず、拙見であるが、それは実質的には「連絡事務所」ともいうべき存在であったのではないか。なお、1.(4)でふれたルクセンブルクの法律が1956年8月に施行されるまで、イギリス代表部に対するのと同様、米国代表部にもいかなる特権及び免除が付与されなかったものと思われる。

(4) 第2代の米国代表

ドレイパー代表の後任として、1953年2月、ECSC 最高機関に対する第2代の米国代表に任命されたのがブルース大使である。(同大使の氏名は、すでに(2)で現われている。)

これより先、1952年5月27日、ECSC 加盟6カ国は欧州防衛共同体(EDC)を設立する条約に調印し、その設立準備のため暫定委員会(Interim Committee)を設置していた。ブルース大使は暫定委員会に対する米国のオブザーバーにも任命され、前任者同様、パリに居住した。ただし、同大使はNATOに直接に関係することはなかった²⁷⁾。

27) NATO 理事会に対する米国代表としてドレイパー大使の後を襲ったのはヒューズ(John C. Hughes)である(1953年6月12日任命)。

最高機関の第1次一般報告(1952年8月10日-1953年4月12日の期間をカバー)によると、米国大統領は1953年2月18日、ブルースに対し ECSC の許で米国を代表すること、また暫定委員会に対しオブザーバーとしての機能を果たすことを命じた。ブルース代表は同年3月3日、最高機関のモネ議長に信任状 (*lettres de créance*) を提出した(ポイント16)。

米国側の記録を眺めよう。1953年2月18日、ホワイト・ハウスは次のプレス・リリースを発出した。

6カ国による統合された共同体(注 EDC)を生み出す目的でヨーロッパで現在見られる進捗に対して米国が付与する重要性にかんがみ、大統領はブルース前国務次官に対し、EDCの暫定委員会に対する米国のオブザーバーとなり、また ECSC に対する米国代表となることを要請した。ブルースは、また、欧州政治共同体(EPC)の創設のため進められている作業フォローすることとなる。

ブルースは、これらの職務を果たすにあたり、国務長官に直属する²⁸⁾。

プレス・リリースも述べているが、ブルース代表は1953年1月20日まで、トルーマン政権下で国務次官の要職にあった。就任して間もないアイゼンハウアー大統領は、ブルース前国務次官を最高機関に対する代表兼 EDC の創設準備にあたる暫定委員会に対するオブザーバーに任命したのである。

同じプレス・リリースにいう EPC については、当時 ECSC 共同総会がつくった特別総会 (*ad hoc Assembly*) が同共同体の規約 (*Statute*) の草案を作成中であった。EPC は ECSC 及び EDC の機能を行行使する広汎な共同体であるが、EDC 条約が批准

28) 1953年3月2日付国務省、*Bulletin*、352頁、1953年9月12日付 *The New York Times*、9面。後者は、暫定委員会に対するオブザーバーのポストにつき、「創出されたもの」と述べているので、ブルースが初代代表ということになる。

されなかったので、規約も紙の上にとどまることとなった²⁹⁾。

1953年2月19日、すなわちブルース代表が大統領により任命された翌日、ダレス国務長官は同代表が大使の資格を与えられたことを明らかにした。

大統領によるブルース代表の任命発表に先立ち、ダレス国務長官は同じ2月18日、米国のダン駐フランス大使に次の電信を発出している。

大統領は、EDCの暫定委員会に対する米国のオブザーバー兼 ECSC に対する米国の代表として、また EPC の創設を見守る作業を続行するため、ブルースに対し来週パリに行くよう求めたことを本日発表する。

ブルースは時間の大きな部分を EDC の暫定委員会に関連する作業にあてるので、パリに居住し、必要に応じてルクセンブルクを訪れる。

(ブルースの任命は)統合に向けられた6カ国の努力に対する米国の支持を最も明確に示すものであり、米国と6カ国がつくる諸機関(注 ECSC 及び EDC)との関係を強化するであろう³⁰⁾。

1953年2月27日付 *The New York Times* によると、ブルース大使は26日、パリに到着(8面)、その後ルクセンブルクに赴き、3月3日、最高機関に信任されるのである。

(5) マイエル最高機関議長の見解

1955年6月3日、モネの後任としてマイエルが最高機関議長に就任したが、その直後の6月11日、米国のウォー国務次官補(Samuel C. Waugh、経済担当)が同議長を表敬訪問した。その際、議長は ECSC に対する米国の代表ぶりの問題を取り上げた。米国側の記録によると、マイエル議長は、最高機関に対する米国代表はこれ

29) Gerhard Mally, *The European Community in Perspective*(Lexington [Mass.], etc.: Lexington Books, 1973), pp.194-5.

30) 国務省、*Foreign Relations...*, p.733.

まで NATO 及び OEEC に対する大使 (Ambassador to NATO-OEEC) であったが、自分は ECSC を西ヨーロッパの軍事機構及び計画 (military organizations and programs for Western Europe) から切り離すことが最も重要であるとする旨述べた³¹⁾。これに対し、ウオ一次官補が、米国の在ルクセンブルク公使 (注 ブキャナン [Wiley T. Buchanan, Jr.], メスタ公使の後任として、1953 年 12 月 1 日、信任された。) に ECSC 代表を兼ねさせる案はどうかと尋ねたところ、マイエル議長は、それは賢明とはほど遠い (most unwise) と答えた。

同議長はさらに、米国政府にとっては ECSC に対し真に一流の職員 (a really top-flight American official) を (代表として) 常駐させることは無理かも知れない、しかし、いまこそ米国が ECSC の将来に関し積極的で真正な関心 (active and real interest) を示すべき決定的なときであると述べ、これに対しウオ一次官補は、ご意見はダレス國務長官及び欧州担当の國務次官補 (注 マーチャント [Livingston T. Merchant]) に伝える、と述べたという³²⁾。

ちなみに、同じ米国側の資料によると、ウオ一次官補がマイエル議長を往訪したとき同次官補に随行していたのは 2 人 (Eisenberg 及び Barnet、いずれもフル・ネ

31) マイエル議長の発言には、若干の誤解が含まれているようである。(3) で述べたように、ドレイパー代表は ECSC 及び OEEC に加え、NATO にかかわる事務にたずさわった。しかし、1955 年 6 月当時の “Ambassador to NATO-OEEC” はパーキンズ (彼の氏名は、すでに (2) で現われている。) である。ブルースは最高機関に対する代表としてはドレイパーの後任となったが、兼轄したのは NATO に対する代表ではなく、EDC 設立条約の締結に伴ない設置された暫定委員会に対するオブザーバーの職務であり、しかも、前年の 1954 年 8 月 30 日、同条約は流産したため、暫定委員会も廃止されていた筈である。おそらくマイエル議長は、ブルース大使以降の米国代表が NATO にかかわることのないよう牽制したのであろう。

32) *Foreign Relations of the United States 1955-1957* (1986), Vol.IV, pp.295-7.

ームも肩書も不明)で、ブルース大使の名はない。同大使はすでに離任していたのかも知れない。

マイエル議長は第4共和制時代のフランス首相の1人で(任期は1950年7月から1951年2月及び1953年1月から同年5月までの2回)、同議長の率直な発言は米国政府にとりそれなりの重みをもつものであったのではなかろうか。筆者は、この発言が最高機関に対する第3代の米国代表としてバターワース大使(William Walton Butterworth)が任命されるにあたり、何等かの影響があったのではないかと推測しているが、次にその理由を述べよう。

1955年10月10日、米国国務省はECSCに対する米国代表部(mission)が設置されるとの発表を行なった。発表は、(i)この措置は7月23日付の大統領の命令(direction)にしたがって行なわれるものであり、米国政府がECSCに付与する重要性を反映するものである、(ii)バターワースがECSCに対する米国代表として任命された、彼は大使のランク(personal rank of Ambassador)をもつ、彼の現在の職務は在イギリス米国大使館の公使兼副公館長(DCM)である、と述べている³³⁾。

最高機関に対する米国代表部は1952年9月2日から開設されていたが、アイゼンハウアー大統領は、おそらく1955年7月、専任の代表をルクセンブルクに常駐させるよう命じたのであろう。筆者は、同大統領の命令がマイエル議長の上記発言が行なわれた約6週間後に発出されたことに注目したいと思う。

しかし、何故かバターワース代表は、このときはルクセンブルクに赴任しなかった。(彼は、1956年1月30日にイギリスを離れ、帰米していた。)

33) 1955年10月24日付国務省、*Bulletin*、643頁、同年10月11日付*The New York Times*、11面。国務省は、1955年10月10日の発表でECSCに対する代表部につき“mission”の語を使用した。これについては(7)でふれる。

(6) 第3代表の任命

マイエル議長は、1956年2月8日から10日まで、ワシントンを公式訪問した。同議長はアイゼンハウアー大統領(マイエル議長とは旧知の間柄であった。)及び数名の閣僚と会談し、また1955年より米国輸銀総裁に転じていたウオー前次官補とも再会する機会があった。2月9日、米国国務省はマイエル議長の訪問に関しコミュニケを発表した³⁴⁾。これによると、ダレス国務長官はマイエル議長に対し、米国は最近(recently)、最高機関に対して大使を館長とする代表部を設置し、これによりECSCとの関係の重要性を認めたと述べ、また両者は、この代表部が両者の間に存在する緊密かつ友好的な関係を促進することに貢献することを期待する、と述べたという。

マイエル議長は、当然この機会に、大統領を含む米国高官に対し最高機関に対する米国の代表ぶりの将来のあり方について見解を披瀝したと思われる。筆者の想像であるが、米国は同議長の訪米を機に、待命中のバターワース代表を最高機関に派遣することを改めて決定したのではないか。

1956年2月20日、すなわちマイエル議長の訪米後間もなく、米国国務省は2月26日にECSCに対する米国代表部を設置する、バターワース大使が米国代表(United States Representative)として任命された旨発表した³⁵⁾。すなわち国務省は、このとき1955年10月に行なった発表とほぼ同一内容の発表を行なったのである。

(7) 米国代表部の「格上げ」

バターワース大使は、1956年3月13日、最高機関のマイエル議長に信任状を提

34) 国務省、*American Foreign Policy: Current Documents 1956* (Washington: U.S. Government Printing Office, 1959), pp.397-8、1956年2月9日及び10日付 *The New York Times*、それぞれ22面、1、3面。

35) 1956年3月12日付国務省、*Bulletin*、441頁。

出した。1955年4月11日から1956年4月8日までをカバーする最高機関の第4次一般報告に次の記述がある(ポイント22)。

米国政府は、ECSCに対する関心の新たな証明として、最高機関に対する代表部(delegation)を完全な外交代表部(full-scale diplomatic mission)に格上げする決定を行なった。バターワースが大使のランクをもって代表部の長に任命された。同大使は1956年3月13日、信任状を提出した。

一般報告が米国は最高機関に対するステータスを「完全な外交代表部」に格上げしたと述べているのは、第1に、はじめて専任の常駐代表が着任したことをさしていることは明白である。

次に、代表部の名称及び代表の資格について眺めて見よう。

最高機関に対する米国代表部は、それまで“delegation”であったが、バターワース大使の任命後“mission”となった。当時、国際機関に対する米国政府の代表部はいずれも“delegation”であり、最高機関に対する初期の代表部も例外ではなかったが、1956年、これが“mission”に改められたのである³⁶⁾。また、最高機関の外交団リストによると、バターワース代表及びその後任のタットヒル代表(John W. Tuthill, 1962年11月13日信任)は、“Chef de Mission”に加えて“Représentant des Etats-Unis,” すなわち United States Representative の資格が与えられている。これも、米国代表部の格上げの一証左であろう。しかし、拙見では、そのころになって、米国政府がようやく自国が加盟していない国際機関の許にも外交代表を常駐せしめることが国際法上許容されるという意識(「はしがき」でふれた法的確信)をもつに至ったことが最も重要なのではなからうか。

36) EEC及びユーラトムの特権及び免除に関する二つの議定書(前述)はいずれも“mission”の語を使用しており、おそらくこれがきっかけとなり、欧州共同体に対する第三国の代表部の名称は次第に“mission”に統一されるようになった。

しかし、バターワース代表の資格は、それまでの米国代表と同様、名称大使であった。米国代表の資格が特命全権大使となったのは1966年のことである³⁷⁾。

(8) EEC 及びユーラトムに対する米国代表

1958年初頭、EEC 及びユーラトムがブリュッセルで呱呱の声をあげたが、これら二つの共同体に最初に代表を信任せしめた第三国は米国で、バターワース大使が兼ねて同年2月28日、ユーラトムに、また3月13日、EEC に、それぞれ信任された。アイゼンハウアー大統領による任命は1958年2月28日に発表されたが³⁸⁾、同大使はまさにその日、ユーラトム委員会のアルマン委員長に信任状を提出したことになる。

EEC については、バターワース大使が1958年2月3日付のハルシュタイン委員長あて書簡で彼が代表に任命されたことを伝えたところ、同委員長は2月7日付返信で、EEC 委員会はEEC に対する米国代表部の開設を「非常な満足をもって」(avec une particulière satisfaction) 知った、委員会は貴使の任命に対し、よろこんで同意(accord) を与える、と述べた。バターワース大使の書簡は、彼の任命をEEC 側に伝達し、アグレマンを求める内容であったと想像される。

バターワース大使がハルシュタイン委員長に信任されたのは1958年3月13日で、同大使はここに3共同体の全部について米国を代表することになった。

EEC 委員会の第1次一般報告(1958年1月1日から同年7月17日までをカバー) は次のように述べる(ポイント168)。

37) タットヒル代表の後任となったシェツェル(John Robert Schaetzel) は、特命全権大使として、1966年9月27日、EEC 及びユーラトムに、また同年9月29日、ECSC 最高機関に信任された。

38) 1958年3月17日付国務省、*Bulletin*、445-6頁。

米国政府はヨーロッパ統合に向けた努力に対し最初から肯定的態度を示してきたが、今般三つの共同体に対し特別の代表部 (special mission) を信任せしめた。この代表部はバターワース大使の指揮下にあり、同大使は 1958 年 3 月 13 日、EEC 委員会 (注 “European Commission” とっている。) の委員長に信任状 (letters of credence) を提出した。EEC 委員会は、他の諸国が同様な代表部を設立することを歓迎する。

EEC 委員会の一般報告は米国代表部を「特別の代表部」と呼んでいるが、一般報告は、おそらく国家間で交換される通常的外交使節団とは異なるという意味でこの表現を用いたのであろう。

3. その後の動き

(1) 国際慣行の形成

イギリス及び米国は、1952 年 9 月、国際機関に対し、これに加盟していない国がオブザーバーでなく外交代表を常駐せしめるという重要な先例を、ルクセンブルクを舞台につくりだした。両国にならば、他の第三国が次第に ECSC と外交関係を設定し、最高機関に代表を派遣するようになった。

EEC 及びユーラトムは、1957 年 3 月 25 日、ECSC 加盟 6 カ国が締結した設立条約により誕生するのであるが、6 カ国は、同時に「EEC の特権及び免除に関する議定書」及び「ユーラトムの特権及び免除に関する議定書」に調印した。これら議定書は、それぞれ第 16 条で、二つの共同体の許に信任される第三国の代表部に対し、本部所在国が「通常的外交免除」(les immunités diplomatiques d'usage) を付与する旨を規定しているが³⁹⁾、これは、明らかに ECSC の経験に学んだ結果であろう。

39) EEC 及びユーラトム本部仮所在国はベルギーである。同国議会は、1966 年 5 月 13 日、二つの議定書を批准した (1967 年 7 月 8 日付ベルギー官報、7367-7382 頁)。

1959年11月、欧州議会の政治・制度問題委員会が採択したある報告は、これら議定書が「通常的外交免除」という表現を用いたことは、第三国の代表部が「定義がはっきりしない代表部の一種」ではなく、外交使節団であることを明確にするものであると述べた⁴⁰⁾。

欧州共同体が多数の第三国から常駐外交使節を接受するようになると、事実としての慣行が次第に形成される。ECSC 最高機関、EEC 委員会及びユーラトム委員会は、それぞれが第三国の代表の信任手続等に関するルールを定め、外交団のためのマニュアルを作成するようになり、また外交団リストを編纂するようになった。EC 委員会の発足後、これらマニュアル及び外交団リストは一本化された。なお、マニュアルは、“Vade-mecum”として欧州委員会の外交団リストの1997年1月版から添付されているが、これを読むと、第三国が欧州共同体に対する代表を任命するに際して共同体よりいかにアグレマンを求めるか、代表がいかにして信任されるか、代表の序列をいかに決定するか等につき、国家間の外交関係に関する国際法が可能な限り類推適用されていることが看取される。

(2) 法的信念の介在

第三国が欧州共同体に外交使節を派遣するという慣行が形成されても、この慣行は、国際社会を構成する多数の国の法的信念により裏打ちされるのでなければ慣習国際法に転化しない。この慣行が慣習国際法として成立するには、多数の国が当該の慣行を実践する(それも継続的に)にあたり、これが国際法上必要または適合するものと認識し、確信しているのでなければならない⁴¹⁾。すなわち、法的信念という

40) *Rapport sur les Problèmes que posent les Relations des Communautés Européennes avec l'Extérieur, en particulier le Droit de Légation et de Pavillon* (Document No.87/1959), p.2.

41) 山本草二『国際法〔新版〕』有斐閣、1994年、55頁。

心理的な要素の介在が必要とされるのであるが、いまやこの信念は国際社会で普遍的に存在しているというのが筆者の感慨である。

一定の国際慣行につき、それが自国を法的に拘束するものと認めない国があって、のちにその態度を変更する場合がある。この観点から興味をもたれるのは、欧州共同体の対外能力に対する社会主義諸国の態度であろう。これら諸国は、欧州共同体の出現に対し当初これに敵対的な態度をとった。例えば、ライヒリングは、「東側諸国は、（欧州共同体と他の国際機関との）有機的な公式関係、とくに国際原子力機関（IAEA）及び——より弱い程度にはあるが——国連欧州経済委員会（ECE）との関係を阻害した。」と述べている⁴²⁾。

しかし、時間の経過と共に、欧州共同体に対するこれら諸国の態度に変化が生じた。まず1968年9月26日、旧ユーゴスラヴィアがEECに代表を信任せしめ、中国も、1975年9月16日、EECに代表を派遣した。

ソ連・東欧諸国についてはどうか。経済相互援助会議（コメコン）はこれら諸国が主体となって1949年に設立されたが、1988年6月、EEC及びコメコンは公式関係を樹立し、ソ連、東ドイツ、チェコスロヴァキア、ブルガリア及びハンガリーはEECに対しそれぞれが外交代表部を信任せしめる決定を行なった。これに関し、EC委員会の*Bulletin*は、「これは東欧諸国による（EECの）正式承認という、前例のない行為である。」と評価している（1988年6月、ポイント1.5.3）。

北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）も、2001年5月14日に至ってEUと外交関係を設定した。

42) Reichling, *Le Droit...*, p.41.

おわりに

こうして、欧州共同体は、さまざまな政治・経済体制を含む域外諸国のほとんどからその外交能力を認められるようになった。第三国から外交代表を受けるといふ、それまでの国際機関では見られなかった慣行も、拙見では、欧州共同体についてはいまや多くの国の法的信念により裏打ちされるに至った。

ECSCは、2002年7月にその姿を消した。最高機関は第三国から外交代表を受けしたが、これは国際社会でも新しい現象で、当初は派遣国にも最高機関にも対応ぶりにかなりの混乱と不統一があったようである。しかし筆者は、ECSCは、国際機関の対外的権能の幅を大きくひろげた（または顕在化せしめた）という点で、他の多くの国際機関、とくに地域統合を目指す国際機関のため、国際組織法上の文化遺産ともいふべき貴重な先例を残したといつてよいと考えるのである。

（筆者は愛知大学国際問題研究所客員研究員（元外務省員））